第千三百五十五号

日

平成十五年

木

の一二地先まで

曜

二月六日

公

告

名称の変更の届出 大規模小売店舗を設置する者の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の

あったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、 成十五年六月六日まで縦覧に供する。 のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が 次

. 五 三

平成十五年二月六日

五三

う者の名称の変更の届出、大規模小売店舗において小売業を行大規模小売店舗を設置する者の名称及び大規模小売店舗において小売業を行

落札者等の決定について...... 五四

道路の供用開始....

告

示

目

次

公

告

監査の結果に基づく措置状況......

. 五四

届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事

天

野

建

氏 名 又 は 名 称 住 所

届出の概要

五四

株式会社」マー

1

代表取締役

宮前享

東京都三鷹市野崎一丁目二十番三

二十号

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 Jマート長坂店
- 所在地 北巨摩郡長坂町大八田一六六番
- 2 変更しようとする事項

設部において、この告示の日から平成十五年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

山梨県知事

天

野

建

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建

路の供用を開始する。その関係図面は、

平成十五年二月六日

山梨県告示第五十五号

遊技機の型式の検定

告

示

公安委員会

監査委員

小売業を行う者の名称大規模小売店舗において	る者の名称大規模小売店舗を設置す	変更事項
表取締役 宮 株式会社ジェ	表取締役 宮	変
宮前享	宮前享	更
· 代	代	前
締役 宮前享株式会社Jマ	締役 宮前享	変
前 享 ー ト	前 享 ト	更
代 表 取	代 表 取	後

3 平成十四年十二月三日 変更の年月日

甲府市和戸町字奈良原八一四番 の一地先から 甲府市和戸町字奈良原九七〇番

Ξ 届出年月日

第千三百五十五号 平成十五年二月六日

Щ

梨 県

公

報

道

般国

<u>四</u> 一

号

四〇・〇

四月一日年

種道類路の

路

線

名

X

間

延

長

(メートル)

期日 供用開始の

平成十五年一月二十四日

落札者等の決定について

五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 なお、この公告は、千九百九十四年四月十

である。

平成十五年二月六日

山梨県知事

天 野

建

随意契約に係る購入物品等の名称及び数量 土木施設災害対策拠点整備用資材

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

Ξ 随意契約の相手方を決定した日

平成十四年十二月十九日

随意契約の相手方の氏名及び住所

四

清水工機株式会社 山梨県甲府市高畑一丁目十番四号

五 随意契約に係る契約金額

三千十八万七千五百円

契約の相手方を決定した手続

六

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第六号に

該当

寍 查 委 員

山梨県監査委員告示第一号

査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、 監

平成十五年二月六日

山梨県監査委員 丸

同同同

前 早

宮 原

島川山 茂正義 育松秋朗

〇中央病院

監査執行年月日 平成14年7月24日

監査対象期間

2 平成13年度

ယ

糶

 \Box

描 事項 支出に関する事務や契約に関する事務等、財務に関する事務に

盐 圌 ついて、いくつか不適切な事務処理があった。 指摘された具体的事項については、早急に改善するとともに、

7 行に努める。 今後は、財務に関する事務のチェック強化を図り、適正な事務執

公安委員会

• 遊技機の型式の検定

四号) 第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の 規定により公示する。 技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号) 次の遊

なお、検定の有効期間は、平成十八年二月五日までとする。

平成十五年二月六日

山梨県公安委員会

委員長 吉 臭 信

岡山県新見市高尾三六二番地佐野慎一 化表取締役	五番一二号東京都千代田区東神田二丁目東京都千代田区東神田二丁目が入陸曹 パ表取締役 株式会社アリストクラートテ	申請者氏名又は名称及び住所
二号 (別表第 規則第六条第 回胴式遊技機	五) 二号 (別表第 規則第六条第	及び区分類 の種類
セキコウ	ヒノクニ	型の式名概
会社佐株式	ジー ズ クラー アウー アウー アカー スト	業は製 者輸造 要 名入又
二四〇二五五	二四〇七九二	検定番号

山 梨 県 公 報 第千三百五十五号 平成十五年二月六日

		亚	₩ —		ᅩᆓᆂᄱ		ᅩᆓᆂᄱ		平士/7 14	
		愛知県名古屋市西区見寄町一代表取締役 佐藤英理子タイヨーエレック株式会社	ー二七番地 愛知県春日井市桃山町一丁目 取締役 岸勇夫 マルホン工業株式会社 代表		六〇番地 群馬県桐生市境野町六丁目四 毒島秀行 株式会社三共 代表取締役		六〇番地		番一〇号 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 東京都渋谷区渋谷三丁目二九 株式会社ダイドー 代表取締	<u></u>
	動役物等に対している。	規制第六条第一動役物	第一種特別電 第二) 一号イ (別表 規則第六条第 機	動行物物質	第二重寺別電 第二) 一号イ (別表 規則第六条第 機 はちんこ遊技	動役物物質	第二 第二 第二 一号イ (別表 規則第六条第 機 ばちんこ遊技	動役物物質	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	五
アガーュドニョミョ		7 イ C R ア R ン ト ヤ	ト襲新な C 1 編鮮る R パピン		P ペカ C ッルカ R トカー S		月 C J バ R X レ ア W 花 ィ		トキ I C J ンバ R 1 ハ I フ 7 I チィ	
3	1	株 エレッコー 社 か	会 工 マ 社 業 ル 株 ホ 式 ン		三株式会社		三株式会社		ダ 株 イ 式 ミ - 社	
		二00八六0	二〇〇九五一		二 〇九二〇		二〇〇九一六		二〇〇八八四	
	三番二号 東京都豊島区東池袋二丁目二東京都豊島区東池袋二丁目二里見治 代表取締役	番五号 大阪府堺市旭ケ丘北町一丁四 大阪府堺市旭ケ丘北町一丁四 本幸司 株式会社ネット 代表取締役	目一〇番一五号	尹籐二尃 代表取締役	三丁目五六番地受知県名古屋市中村区烏森町	一字の 新井悠司 株式会社ニューギン 代表取	三丁目五六番地受知県名古屋市中村区烏森町	一	三丁目五六番地一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	株式会社ニューギン 代表取
	第二) ポラス (別表規則第六条第 はちんこ遊技	五) 二号(別表第四胴式遊技機	動役物第一種特別電場に、	幾ぱちんこ遊技	動役物 第二分 別表 別期第六条第一種特別電	幾ぱちんこ遊技	動役物 第二分 別表 別期第六条第一種特別電	幾ぱちんこ遊技	動役物第一人 開東 開東 開東 開東 一号子(別表 開東 一 別表 開東 一 別表	ぱちんこ遊技
	プィ C X ・ブ ベ A ブーテ	ジボー ム ム ス	K	ン R レイエブ	イ: L ン? A デ:	コ C ダ R イ ク ル ロ	I M 3 B J	ドミワイ	5 L B	CRゴジ
	式会社株	ネット と 社	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	根 株式会社	ンニ	ニュー ギ 株式会社	ン:	株式会社	ンコリー	株式会社
1	二〇〇八五四	四〇六三				二〇〇九三〇		二〇〇九三四		二〇〇九六六

Щ
梨
県
公
報
第千三百五十五号
平成十五年二月六日

1		1	; -	!
仜	平 株 和 式 会 社	龍 C 物 R 語・神	機ぱちんこ遊技	中島潤 代表取締役 代表取締役
社	平 株 和 式 会 社	K 龍 C 物 R 語 · 神	動役物 ぱちんこ遊技 機 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	○一四番地の八○一四番地の八中島潤株式会社平和 代表取締役
社	まズボ 水 社	ウサエニ ジョン ジョン	五) 二号(別表第回胴式遊技機	地二五東京都江東区有明三丁目一番東京都江東区有明三丁目一番安藤壽雄
株	式会社株	プィ C Z・R A ブベ 1 ー テ	動役物 開刊	三番二号 三番二号 代表取締役 サミー株式会社 代表取締役
株	式会社株	プィ C Y・R A ブベ I テ	動役物 ぱちんこ遊技 機 のこ遊技	三番二号 三番二号 代表取締役 サミー 株式会社 代表取締役
株	式 サ 会 社	プィ C W・R A ブベ I テ	動役物 第二) 第二) (別表 ・ 別表 ・ 別表	三番二号 三番二号 代表取締役 サミー 株式会社 代表取締役
			動役物 第一種特別電	

丁目一番四号大阪府大阪市中央区内本町一大阪府大阪市中央区内本町一株式会社藤商事(代表取締役	〇一四番地の八群馬県桐生市広沢町二丁目三
動役物 端ちんこ遊技 機 はちんこ遊技	動役物 第一種特別電 第二) 用類第六条第
ミ C ッ ロ ド ボ	S
藤 株式会 子	
藤商事 二〇〇八四三	

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号